

1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開決定を取消し、公務員以外の個人の氏名、住所及び印影を除き公開すべきである。

2 異議申立ての主旨

異議申立ての主旨は、異議申立人が平成12年3月16日付けで名張市情報公開条例(平成10年名張市条例第13号。以下「条例」という。)に基づき行った、下記の文書(以下「本件対象公文書」という。)の公開請求に対し、名張市長が平成12年3月27日付けで行った非公開決定の取消しを求めるといものである。

記

平成11年6月に契約された斎場用地及び補償(滝之原義丁坊)に関する契約書(一切の図面、添付の但し書等を含む)

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次に掲げる理由から実施機関の決定は条例の解釈運用を誤っているといものである。

(1) 契約書に「個人の氏名、住所等の特定の個人が識別される情報が記録されていること」をもって名張市は条例第6条第2号に該当するといが、事実上これは意味がない。なぜなら、この買収契約に係る公共事業用地取得については、議会において地番及び金額が既に示めされており、地番が判明している土地については、法務局の登記簿閲覧制度において所有者の氏名、住所を公表している以上、今さら契約書を非公開にして、個人が特定されないよう配慮することに何の意味もないからである。

しかもこの契約書記載の個人は、公金支出の相手方であり、10億円余りの用地買収・移転補償費の支払先であり、これを納税者である市民に知らせないことは、住民の知る権利を奪い、行政の説明責任を逃れようとするものである。

(2) 条例第6条第4号の口に該当するかを詳細に検討すると、「監査」「検査」及び「試験」は論外であり、「交渉」「渉外」は、契約書に基づいて買収・補償金額の七割以上が支払われていることから既にその段階を過ぎているものである。「争訟」「その他」ということになるが、当該事業が住民訴訟の対象であるとはいえ、契約の成否やその履行をめぐる争訟ではないので、これ自身が争訟に係る情報とはいえない。

既に結ばれた契約のはずであるが、この契約が履行不可能になり、変更が余儀なくされている事情により、未だ交渉中であるといのか。それとも斎場建設そのものが、この契約書が市民の目に触れることで著しい支障をきたすといなのであろう

か。非公開の理由が、不明確で納得できるものではない。

条例の原則公開の精神に立ち返って、市民の知る権利を保障し、市民の理解と信頼を確保するためにも本件対象公文書の公開を決定されたい。

4 実施機関の非公開理由説明要旨

(1) 契約書には、住所、氏名等が記載されており条例第6条第2号の個人に関する情報に該当する。

(2) 異議申立人は、平成11年5月19日津地方裁判所に提訴された名張市斎場整備事業公金支出差し止め並びに損害賠償請求住民訴訟の原告の一人である。

また、原告より平成11年8月3日、土地売買契約書、物件移転補償契約書、立木補償契約書について、津地方裁判所に文書送付嘱託申立書が提出された。それに対し、被告名張市長外5名は、契約者の了解が得られなかったことから提出しなかった経緯がある。

こうしたことから、これらの契約書については、条例第6条第4号行政運営に関する情報の口の争訟の事務事業に関する情報に該当する。

(3) 斎場建設事業は、現在、執行過程にあることから、今後の事業遂行上において著しい支障が生じるおそれがある。

したがって、条例第6条第4号行政運営に関する情報の口の事務事業の適正な実施に著しい支障を生じるおそれがあるものに該当する。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じるおそれがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。実施機関は、当該事務事業が訴訟中であることを理由に本件対象公文書を非公開としたが、訴訟と情報公開とは全く別の制度であり、公文書公開の判断は、情報公開制度の主旨を理解したうえで、条例に即して解釈運用すべきである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、本件対象公文書をインカメラで審査し、以下のとおり判断する。

(2) 条例第 6 条第 2 号 (個人情報) の該当性について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、公開しないことができることを定めたものである。

契約書の土地情報については、登記簿制度を通じて公開性が高く、しかも本件の用地買収にかかる情報を明らかにすることは、公益性があると認められる。また、この情報は、契約相手方だけの個人情報ではなく、市との契約である以上、市の情報でもある。

なお、公務員以外の個人の氏名、住所及び印影については、個人情報における識別性が高い情報であることから非公開とする。法人名については、公開しても条例第 6 条第 3 号に該当するとは考えられないので公開する。

(3) 条例第 6 条第 4 号 (行政運営情報) の該当性について

本号口は、事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質から公開することにより、当該若しくは将来の同種の事務事業の目的を失わせ、又は適正な実施に著しい支障を生じるおそれのある情報は、公開しないことができることを定めたものである。

実施機関は、本号口の事務事業に斎場建設事業全体が該当するという包括的な捉え方をしているが誤りである。できるだけ細分化したうえで事務事業を捉える必要があり、本件の場合、用地買収が事務事業に当たる。この事務事業については、仮契約が済み議会の議決も得ているので、既に完結したものと考えられ、非公開理由の事務事業情報には該当しない。また、実施機関は、補足説明において本件対象公文書を公開した場合の具体的な支障を明らかにすることもできなかった。

実施機関は、訴訟中であることを非公開理由としているが、条例第 6 条第 4 号口の争訟を、事案が裁判で争われているということ自体にまで拡大して解釈するのは全くの誤りである。

(4) 結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった本決定を取消し、公務員以外の個人の氏名、住所及び印影を除き公開すべきである。

6 審査会からの要望

審査会の判断は以上のとおりであるが、実施機関は、本件に関し、訴訟中であることを理由に非公開としたが、訴訟と情報公開とは全く別の制度である。補足説明において、実施機関の方針として、斎場建設事業に関する公文書の公開には応じられないとの発言があったことは、情報公開制度の主旨を理解していない発言と受け取らざるを得ない。

また、補足説明で条例解釈の誤りがあったとはいえ、非公開理由を具体的に立証

しようとする真摯な態度がみられなかったことは非常に残念なことである。
 今後は、情報公開制度の主旨を理解し、条例を厳正に解釈運用すべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、下記のとおりである。

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
12.4.28	・斎場建設室から諮問書受理
12.4.28	・斎場建設室に対して非公開理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
12.5.12	・斎場建設室から非公開理由説明書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
12.5.16	・異議申立人に対して非公開理由説明書(写)の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
12.6.5	・異議申立人からの意見書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
12.6.20	・実施機関の補足説明 ・異議申立人の口頭意見陳述の聴取 ・審議 (第5回審査会)
12.7.11	・審議 (第6回審査会)
12.8.8	・審議 ・答申 (第7回審査会)